

佐賀県告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
昭和五十九年佐賀県告示第四百号で定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備

課及び鳥栖市農林課に備え置いて縦覧に供する。〕